



能 総 第 227 号
平成 30 年 2 月 19 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 山 崎 弦 一 様
連合大阪北大阪地域協議会
議 長 上 奥 善 弘 様
連合大阪豊能地区協議会
議 長 柴 田 直 希 様

能勢町長 上森 一成



「2018(平成 30)年度政策・予算」に対する要請について (回答)

平成 30 年 1 月 15 日に受け付けました表題のことにつきまして、下記のとおり回答します。

記

1. 雇用・労働・WLB施策

<補強>

(1) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、交付金にかかわらず、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

本町が作成する「人・農地プラン」に位置付けられる若しくは、位置付けが確実である就農者を対象に年間 150 万円（最長 5 年）を支給する次世代人材投資事業などにより雇用の安定化や I ターン U ターン策を講じております。引き続き、関係機関と連携した雇用促進に努めてまいります。

<補強>

(2) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

「ものづくり」の技能継承と後継者育成について、商工会や関係機関等と連携し、効果的な支援に努めてまいります。

<継続>

(3) 地域での就労支援事業について

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、市町村によって取り組みの温度差が生じている。相談から就労までの効果的な支援体制を強化するため、好事例等を共有し、市町村地域就労支援センターの充実をはかること。

また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用できるよう、多様な構成団体が中小・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援やネットワーク事業を強化すること。

地域での就労支援について、関係部署や関係機関と連携し支援に努めております。今後とも関係部署や関係機関等と連携し、適切な支援に努めてまいります。

<継続>

(4) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

各種労働法制については、特に働き方改革実行計画に関する労働法制の改正が想定されることから、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメントやそれらによるメンタルヘルス対策を強化するとともに労働相談体制の充実をはかること。

労働法制について豊能地域合同でセミナーを開催し、周知・啓発に努めております。また、商工会等関係機関と連携し、各種労働法制の周知を図るとともに適切な対応に努めてまいります。

<継続>

(5) 長時間労働の是正、ブラック企業対策に向けた監督体制の強化について

長時間労働の強要や残業代カットなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局と連携をはかり、過労死等ゼロ対策を含め、労務管理の指導やワークルールの遵守について、周知・徹底をはかること。また、長時間労働が指摘されている教員については、勤務実態調査等を行い、実効性のある対策を行うこと。

ブラック企業等が社会問題となっている現状を踏まえ、経営者団体である商工会等関係機関と連携し、適切な対応に努めてまいります。

<補強>

(6) 女性の活躍推進と就業支援について (★)

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各市における推進計画の実施状況を点検すること。さらに努力義務となっている中小企業への女性活躍支援施策の充実を国へ求め、就業率の改善に努めること。また、若年女性に対するセミナーやカウンセリングで就業意欲の向上をはかり、定着支援をはかること。

推進計画の策定に努めるとともに、第2次能勢町男女共同参画プランに基づき、就労における男女平等の推進に努めてまいります。

<新規>

(7)ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現について

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底をはかること。また、仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響することから男性の働き方や意識改革と併せて両立支援の拡充をはかること。

ワーク・ライフ・バランスの確立に向け、関連する法令・施策の周知に引き続き努めるとともに、すべての住民が第一義的に自立責任を有するとの基本的認識のもと、人生におけるそれぞれのステージに応じた心豊かに充実した生活が送れるよう、地域総がかりで「支え合い」「助け合い」の地域・ひとづくりに向けた環境整備に努めてまいります。

<新規>

(8)治療と職業生活の両立支援について

病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポート体制の構築が求められている。働き方改革実行計画に基づく支援の強化と関係者のネットワーク構築で両立支援の充実をはかること。

労働者が活躍できる環境整備にむけ、関係機関と連携し、適切な対応に努めてまいります。

(9) 公共サービス労働者の処遇改善について（豊能地区独自）

公共サービスの担い手はますます多様化し、臨時・非常勤・パート労働者は、雇い止めと低賃金、委託労働者は競争入札の激化による労働条件切り下げなど、多くの課題に直面している。「官制ワーキングプア」の解消をめざして、雇用安定、公共労働基準の確立、均等待遇の実現を図ること。

地方公務員の臨時・非常勤職員については、教育、子育て等様々な分野で活用されており、地方行政の重要な担い手となっております。

臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地公法の改正が行われ、一般職の会計年度任用職員制度を創設されたところです。改正により、従来、制度が不明確であったものや、任用・勤務条件に関する取扱いが区々であったものが、統一的な取扱いに定められることにより、制度的な基盤が構築され、もって公共労働基準の確立、均等待遇の実現が図られるものと考えております。なお、本町においては、平成32年4月からの本格実施に向け準備を進めているところです。

2. 経済・産業・中小企業施策

<補強>

(1)観光産業の発展と外国人観光客へのマナー周知について

大阪観光局の機能強化で大阪版DMOを構築されているが、各市においてもマーケティング力を高め、大阪経済の活性化につなげること。訪日外国人観光客の受け入れ態勢整備に向けて、観光案内所の充実や24時間多言語コールセンターなどの案内機能を強化し、観光客の利便性向上をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備などは、「国際都市大阪」に向けて施策を拡充すること。一方で外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

観光の中核施設である浄るりシアターでは、フリーWi-Fiの導入、多言語表記によるパンフの設

置、トイレ洋式化など外国人受け入れ態勢を着々と整えているところです。また、他の観光施設においても、観光案内における環境改善に努めてまいります。

<補強>

(2) 新たな産業育成に向けた医療・介護ロボット事業の強化(★)〔大阪市、北大阪地区〕

政府で「ロボット技術の介護利用における重点分野」では、開発支援や実証が計画されている。これらの事業に府域の企業等との連携で新たな産業育成による市場拡大が見込まれるロボット関連産業に重点投資を行い、活性化につなげること。

新たな産業育成に向け、商工会等関連機関と連携し、適切な支援に努めてまいります。

(3) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① 付加価値の高いものづくり事業の強化について

中小企業における技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成等の取り組みは、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

付加価値の高いモノづくりを行う中小企業・地場産業の支援について、大阪府や商工会等関係機関と連携し、適切な支援に努めてまいります。

<継続>

② TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPについては、米国の離脱があるものの、早期発効にむけた協議が進められている。地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう推進すること。また日本にいながらにして海外展開ができたようなメリット等を最大限引き出せるよう周知するとともに、きめの細かな支援体制を構築すること。

TPP関連について、情報収集に努めるとともに、商工会等関係機関と連携し、周知することに努めてまいります。

<継続>

③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

中小・地場企業への融資制度の拡充については、事業者に対し、中小企業融資制度を周知するとともに、今後も関係機関等と連携し、適切な対応に努めてまいります。

<補強>

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国 800 円の確保と全国平均 1,000 円の実現」をめざし、A ランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。また、最低賃金改定時には、業務改善助成金等の支援制度を周知するとともに発注済の金額の改正を行うこと。

最低賃金の引上げ等については、広報紙などを通じて広く周知を行っており、商工会など関係機関と連携し、事業主に適切な情報を提供してまいります。

<継続>

(4)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

総合評価入札制度の導入が府内 18 市にとどまっていることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

落札の判定基準を入札価格のみとする場合のリスクは、従来から指摘されているところであり、公共事業の質の確保の観点からも府内自治体の総合評価入札制度の導入動向を注視してまいります。

<継続>

(5)下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

町内企業の大部分が小規模事業者である本町の現況に鑑み、下請二法等の周知啓発を図るとともに、遵守についても適正な指導に努めてまいります。

<継続>

(6)非常時における事業継続計画 (BCP) について

業務継続計画 (BCP) 未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

業務継続計画 (BCP) につきましては、平成 29 年 3 月に策定し、災害時における業務遂行に備えております。

<新規>

(7) まち・ひと・しごと創生における産業政策の推進

地域における産業振興と雇用創出の一体的推進にむけて、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも示されているが、ライフサイエンスや新エネルギーなどの成長分野へ重点投資すること。また、大阪産（もん）の農林水産物の地産地消、ブランド化、6次産業化に向けた担い手の確保や販路拡大等の取り組みを強化すること。

能勢観光物産センターと連携し、農林水産物の地産地消に努め、今後の担い手の確保や販路拡大等の取り組みに努めてまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<補強>

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて（★）

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議に被保険者や住民などを加え、広範囲な意見を反映させること。加えて、医療や介護を受ける立場にある住民に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や進捗状況をわかりやすく明示、周知すること。

地域医療構想の実現に向けては、医療・介護関係者など関係機関等と連携を図りながら取り組みを進めております。本年2月には、地元経済団体と共催で「在宅医療・介護フォーラム」の開催を予定しており、住民を交え本町の医療・介護のあるべき姿について協議・検討を進めてまいります。

<補強>

(2) 予防医療の促進について

府民の健康寿命の延伸をめざした「健康づくり関連4計画」が今年度大阪府において策定される。取り組み内容を住民に周知するとともに、保険者や企業と連携し、住民の健康に対する意識向上に向けた取り組みを強化すること。

昨年度に策定した能勢町食育・食農推進計画を踏まえ、関係機関と連携を図りながら取り組みを進めております。また、来年度からは新たに成人歯科検診を実施することとしており、なお一層の住民の健康保持・増進に努めてまいります。

<新規>

(3) がん対策基本法の改正について

昨年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることなどが明記された。事業主に対し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及へ必要な施策を講じること。併せて、がんに関する教育を推進すること。

法律の趣旨に則り、関係機関等への情報提供に努めるとともに、教育委員会とも連携を図りながら、小・中学生など若年層を対象としたがん教育に取り組んでまいります。

<補強>

(4)介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

本年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充された。介護サービス事業所等が加算の取得要件を満たすことを確認し、適切に運用すること。加えて、介護サービス事業者等へ加算の周知徹底をはかること。また、介護に関わる多くの機関と連携し、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。

事業所等の持続的に安定した運営は、地域・住民福祉の向上に不可欠であることから、事業所等の積極的な支援に努めるとともに、介護人材確保策については、関係機関・団体と引き続き広域的な連携を図りながら進めてまいります。

(5)インクルーシブ（包摂的）な社会の実現にむけて

<補強>

①障がい者への虐待防止

障害者虐待防止法が施行されて以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が年々増加している。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、虐待の根絶にむけた取り組みを強化すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止にむけた研修を徹底するよう指導を強化すること。

地域自立支援協議会や各種計画等推進委員会において、相談支援体制の充実をはじめとする地域生活支援拠点の面的整備により、支援体制の強化・充実に努めるとともに、関係機関・団体と連携しながら研修の機会確保や情報共有等に努めてまいります。

<補強>

②障害者差別解消法の体制整備

障害者差別解消法の確実な定着に向け、住民への周知を徹底するとともに、障害者差別解消支援地域協議会が未設置な市町村は早期設置に向けて取り組むこと。

*検討中（2017年4月1日現在）

守口市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

未だ法・制度が広く行き届いていない状況であるとの認識のもと、引き続き周知に努めてまいります。また、障害者差別解消支援地域協議会の設置についても、引き続き取り組んでまいります。

(6)子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて（★）

<継続>

①全自治体の高位平準化

子ども・子育て支援新制度がスタートして2年が経過した。仕組みとしては整いつつあるが、取り組み実態や事業計画について地方版「子ども・子育て会議」において、適切な見直しを行うこと。

「子ども・子育て支援事業計画」の実効性ある推進を図るため、取り巻く環境の変化や子ども・子育て会議における議論を踏まえ、引き続き適時適切に対応してまいります。

<補強>

②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数に加えて、潜在的な待機児童数についても明らかにすること。その上で、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直すとともに、市町村間の連携により他市保育所への入所が可能となるような措置を大阪府とともに検討すること。

本町の保育所は、定員を満たしていない状況であり、希望があれば入所できる環境は整えており、家庭の状況等によりやむを得ず他市保育所への入所する場合についても、協議調整のうえ入所が可能となるよう努めているところです。

<補強>

③病児・病後児保育の充実

小児医療や病児・病後児保育の充実、併せて、保育所などにおける施設整備助成の拡充や保育体制が整備できるよう大阪府に働きかけ、地域子ども・子育て支援事業の充実にむけた取り組みを強化すること。

今年度から、町内の幼児教育保育施設において、体調不良児型病児保育の実施を始めたところです。今後は、医療機関との連携や施設整備により病児・病後児保育の拡充をはじめとする子ども・子育て支援事業の充実・推進に努めてまいります。

<補強>

(7)子どもの貧困対策について

昨年実施した子どもの生活に関する実態調査の結果を受け、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援施策、所得保障制度などの社会的な問題について、国に強く働きかけること。併せて、住民の自主的な活動として「子ども食堂」や「学習支援」などをはじめとする子どもの居場所づくり活動が実施されるよう、安全衛生面などの適切な設備・運営など予算を確保すること。

子どもの貧困対策については、家庭に対する重層的な支援や人・場所の馴染の関係づくりに加え、経験・体験値を高める支援等の社会的相続の欠如を補完する取り組みを推進するため、居場所づくり事業を学校を中心に推進しているところです。今後、歩いて行ける範囲の地域を単位とする通い・つどいの場づくりを展開していくにあたり、必要となる支援に取り組んでまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大するよう検討すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保するよう大阪府に働きかけること。

※枚方市：4年生まで拡充。高槻市：小学校全学年に拡充。

泉佐野市：今年度より小学校6年生まで拡充。

堺市：独自の少人数教育（小学校3～6年生を38人学級）。

※豊中市、箕面市、池田市、能勢町、豊能町は、独自で職員数を確保。

小・中学校における学級編制は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する

法律(標準定数法)」に基づき、1学級40人(小学校1年生は1学級35人)、また、小学校2年生については大阪府独自の加配措置により、1学級35人編制となっております。

本町では国・府の基準に従い学級編制を行っており、児童・生徒に対し、きめ細かな指導が行えるよう35人学級編制の対象学年を拡大するとともに、教職員定数についても改善を図るよう、府町村長会などを通じて国府に対し要望していきたいと考えております。

<補強>

(2)奨学金制度の改善について(★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

本町の進路等相談窓口や奨学資金制度につきましては、引き続き広報などを通じて周知を行い、多くの生徒の進路実現に向けて支援に努めてまいります。

<補強>

(3)労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

労働教育は、子どもたちが将来働くことに対して希望と安心感をもちながら、働くことに向けての準備ができるよう、また、主権者教育は、将来子どもたちが責任感をもって政治に参画する意識を育むことができるよう、学習指導要領に基づき、小中学校の社会科等で実施しております。

今後は、子どもたち自らがその必要性を感じられるよう教育の質を高めていくとともに、大阪府総合労働事務所が実施する「きまえ研修」などについても必要に応じ活用していきたいと考えております。

(4)人権侵害等に関する取り組み強化について

<補強>

①女性に対する暴力の根絶

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、住民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

引き続き女性に対する暴力をなくす運動の広報紙などでの啓発や情報周知に努めるとともに、DV等の相談体制及び町内関係部局や大阪府等の他機関との連携強化に努めてまいります。

<補強>

②差別的言動の解消〔大阪市以外〕

昨年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、条例を制定するなどの対応を検討すること。

引き続きヘイトスピーチ解消法の啓発を行い、差別的言動の解消に向けて適切に対応してまいります。

<新規>

③部落差別の解消

昨年6月に実施された連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになった。企業への指導を強化するとともに、同年12月に施行された部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

引き続き部落差別解消法の広報紙などでの啓発を行い、あらゆる差別撤廃に向けて住民への周知及び企業等への指導に努めてまいります。

<継続>

(5)地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向けて、各事業の府民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されないことがないよう改善策を策定すること。加えて、前年度の地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

本町における町税に関しましては、長期的に減少傾向であり、加えて既発債の元利償還金の影響により財政の硬直化が懸念される所です。このような状況下において、住民サービスを低下させることなく、健全な財政運営に向け、予算配分に留意するとともに、引き続き国への働きかけなどにより、個性ある自立した行財政運営に向けて取り組んでまいります。

(7)学校再編等にかかる事項について（能勢町）

旧校舎等の地域での活用を見据えた施策を策定すること。バス通学については、安全面を最優先した上で片道の乗車時間およそ30分が将来的にも維持されるようその便数を今後も保障すること。出勤時刻が早まったことや学校再編による業務過多の現状から、実効性を伴う超過勤務の改善を図ること。また、継続的に教職員のストレスチェックを実施するなどし、職場環境の整備を図ること。

バス通学については、児童・生徒の安全面はもとより、乗車時間についても体力的な負担を考慮しつつ、学校運営に支障をきたすことのないよう運行してまいります。

また、学校再編後の教職員の業務負担の軽減を図るため、教育専用校務支援システムを導入するとともに、教職員自身が自らのストレス状態を把握し、セルフケアに努めることができるようストレスチェックを実施しております。今後も引き続き教職員の職場環境の整備に努めてまいります。

(8) 平和発信機能の強化（豊能地区独自）

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

「恒久平和を希求し核兵器を廃絶する町」に関する宣言の趣旨に則り、明るい住みよい町の実現に向けた平和発信機能の強化に努めてまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化（★）

大阪府域での事業系ごみ排出量は全国と比べても多く、また、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量の達成をめざし、ごみの分別回収の徹底や事業者や市民への啓発活動などにより、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。また、廃棄物を「資源」として効率的にリサイクルできる環境を構築し、再生利用率を向上させること。廃棄物の再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

現在、家庭系ごみについては、10種17分別で回収を行っており、府内においては、比較的、詳細に分別回収を実施し、紙類も可燃ごみとは分別しているところです。また、町内各諸団体で取り組んでいる資源集団回収については、申請制度により補助金を支給し、リサイクルの向上に努めております。

<継続>

(2) 食品ロス削減対策の推進（★）

大阪府庁内で食品ロスの削減にむけて「食品ロス削減ワーキングチーム」が構成されている。同チームの取り組みとも連携した、食品ロス削減の取り組みを行うこと。特に、市民や事業者への総合的な啓発活動や、同趣旨の取り組みを行う団体やフードバンクなどの民間団体とも積極的に連携し、食品活用・ロス削減に取り組むこと。

本町では、平成25年度より家庭系ごみ減量の一策として、皮まで食べようキャンペーン「リ・ジュース de 減るし〜」と題し、食材の皮や切り残しを使い、その効能を記載した料理レシピを公開し、ごみの減量に努めております。また、生ごみ堆肥化機器の購入に伴う助成を平成16年度から実施しており、食品ロスも含めた生ごみ減量対策を講じています。

<補強> [木材利用方針を未策定の市町村のみ要請]

(3) 木材利用促進とクリーンウッド法の推進

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。府内市町村では、43市町村中、22市町村(2016年12月末現在)での方針策定となっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

※対象外

<補強>

(4)消費者保護と消費者教育の推進

増加傾向にある特殊詐欺や、悪質商法の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に情報発信などの対応をすること。特に高齢者や障がい者を始めとする消費者の被害防止と保護を徹底すること。

また、消費者が主体的に市場に参画し、積極的に自らの利益を確保するなど、その自立を促すことや倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育について、また被害の未然防止にもつなげるため、消費者教育推進地域協議会を設置すること。設置に当たっては、労働者代表の声が反映されるよう委員としての参画対応を行うこと。

悪徳商法や高齢者を対象とする特殊詐欺については、大阪府消費生活センターや警察などの関係機関と連携し、注意喚起や犯行事例の紹介等の啓発に努め、消費者保護の対策を強化してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村で特定空家等に対する具体的な取り組みを強化・促進するため、「空家等対策計画」を早期に策定し、対策を講じること。策定済みの市町村については、計画に沿った効果的な対策を実施すること。

※策定済み 28 市町村

〔堺市、岸和田市、豊中市、池田市、守口市、茨木市、泉佐野市、河内長野市、松原市、大東市、箕面市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村〕

2017 年度策定予定 11 市町村

〔泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、柏原市、交野市、大阪狭山市、田尻町〕

2018 年度以降の予定 1 市〔吹田市〕

策定時期未定 2 市〔和泉市、摂津市〕

* 大阪市は、住宅土地統計調査結果や区役所への通報データ等により空家の実態を把握

(2017 年 8 月 29 日現在)

本町では、本年 2 月に「能勢町空家等対策計画」を策定したところであり、当該計画に沿って、空家等の所有者が適切な管理を行うことにより、管理不全状態になることを未然に防ぐ対策を進めてまいります。また、特定空家等については、住民の生活環境の保全を図るため、所有者に対して助言や指導を行うなど、必要な措置を講じることとしています。

<補強>

(2)「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されており、各市町村においても、交通施策の推進にむけて、改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。

本町では、住民の移動手段の確保に向け、公共交通の根幹となっております民間バス事業者への補助金の交付や交通空白地の補完を目的とした公共交通空白地有償運送等を実施し、交通利便性の確保に努めております。今後も引き続き、公共交通空白地有償運送協議会等を活用しつつ、地域住民や関係機関などと意見交換を行い、地域の実情に即した誰しものが利用しやすい交通ネットワークの構築に努めてまいります。

<継続>

(3)交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

公共交通機関におけるバリアフリー化や安全対策に関しましては、関係法令などを遵守し、地域の実情を踏まえながら適宜適切な対応に努めてまいります。

<継続>

(4)自転車レーンの設置促進と交通安全対策について

「大阪府自転車条例」の趣旨に基づき、自転車の交通安全対策は積極的に実施されているが、依然、自転車が関係する事故は年間1万件を超えているのが現状である。自転車事故を減少させるためにも、自転車レーンの整備や自転車の危険運転に対する取り締まり強化を行うとともに、市民に対する啓発活動を徹底すること。

広報紙や啓発チラシなどを通じて自転車利用者の安全運転やマナーを周知するとともに、関係機関と連携し取り組みを行っております安全運転講習会や街頭啓発などを引き続き実施し、自転車事故の防止に努めてまいります。

<継続>

(5)防災・減災対策の充実・徹底（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練などを継続的に行うこと。

住民に対してハザードマップの活用及び自主防災組織の組織化に向け呼びかけを行い、防災力の向上に努めております。「避難行動要支援者名簿」の取り組みにつきましても、民生委員などと連携し作成しており、平成30年度には更新を予定しております。

<継続>

(6)集中豪雨など風水害の被害防止対策(★)

近年、日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策に万全を期すること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、市町村が発令する避難情報の内容について一層の周知・広報を行うこと。

風水害については、河川改修等の施設整備のみならず、そこに住居する住民が災害リスクを認識することも重要であることから、大阪府が指定した土砂災害警戒区域等を反映したハザードマップ(裏面には避難情報等を掲載)を作成し、各家庭に配布することで、災害リスクの周知・啓発に努めております。

また、自治体として災害対策本部の早期立ち上げや避難準備情報の発令など避難行動を支援する取り組みに努め、平成30年度には「避難行動要支援者名簿」の更新を予定しております。

<継続>

(7)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策(防犯カメラの設置や警備員の配置など)への費用補助などの支援措置を講じること。

公共交通機関に限定することなく、暴力行為の防止対策について、豊能警察署及び豊能暴力追放推進連絡協議会との連携強化を図るとともに、住民への積極的な広報・啓発活動に努めてまいります。